

大阪府「後援名義使用」承認申請における手続き書類について（ご案内）
（児童・ひとり親・家庭福祉関係）

1. 児童・ひとり親・家庭福祉に関する事業に対する大阪府の後援名義の使用承認を受けるには、次の書類を後援名義の使用開始希望日の1か月前までに提出してください。
 - （1）後援名義使用承認申請書（様式1）
 - （2）主催団体の定款、規約、会則など、活動の内容を明らかにする書類
 - （3）役員名簿（役員の役職と氏名・ふりがなを明記したもの）
 - （4）事業計画書（開催要綱、プログラム、競技方法等）、企画書、チラシ（原稿）等、事業の内容を明らかにする書類
 - （5）収支予算書
2. 書類等を審査の上、申請のあった事業が大阪府の児童・ひとり親・家庭福祉行政に寄与すると認められる場合、後援名義の使用を承認します。
3. 事業内容等に変更がある場合は、速やかに後援名義使用承認の変更申請書（様式2）により申請し、承認を受けてください。
4. 事業終了後1か月以内に、次の書類を提出してください。
 - （1）事業報告書（様式3）
 - （2）収支決算書
 - （3）成果物等（事業実施に際して配付したパンフレットや掲示したポスターの他、プログラム、チラシ等、実施した事業の内容を明らかにする書類）
 - （4）写真（事業開催状況及び事業名が確認できるもの）

大阪府では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指しています。
事業の実施に当たっては、すべての人の人権が尊重されるよう配慮をお願いします。
（後援名義使用承認事業において、チラシ等に不適切な表現がなされた事例がありました。）

※ 裏面、留意事項も合せてご確認ください。

大阪府「後援名義使用」承認申請における留意事項
(児童・ひとり親・家庭福祉関係)

大阪府「後援名義使用」承認の申請をされる方は、次の点に留意して書類等を作成してください。

1. 後援名義使用申請書（様式1）について

- ① 申請者名は本名を記入してください（芸名や雅号は不可）
- ② 誓約事項の欄には必ず申請者が署名又は捺印してください（担当者の署名・捺印は不可）
- ③ 上記留意点を満たしていない申請及び添付書類の不足している申請は受け付けることができません。

2. 事業報告書（様式3）について

- ① 事業報告書は、事業完了後1か月以内に提出してください。（提出がない場合、同団体が主催する別事業や、次年度以降の同事業に対する大阪府後援名義使用申請は承認できません。）
- ② 添付書類の未提出及び不備により、事業の実施が確認できない場合は、承認を取り消す場合があります。
- ③ 写真は、事業の実施が確認できるよう、複数枚添付してください。そのうち少なくとも1枚は事業名の写った写真を添付してください。